

5 - 39 年少者用補助乗車装置等

5 - 39 - 1 装備要件

専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、年少者用補助乗車装置取付具を2個以上備えなければならない。ただし、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車にあっては、この限りではない。(保安基準第22条の5第1項関係)

5 - 39 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の5第1項関係、細目告示第188条第1項関係)

自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えるものであること。振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないものであること。

乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。

年少者用補助乗車装置(年少者用補助乗車装置取付具により自動車に固定できる構造のものに限る。)を容易に取り付けることができる構造であること。

ISOFIX トップテザー取付装置及び当該装置の後方に備えられた ISOFIX トップテザー取付装置以外の取付装置には、次のいずれかの表示を行うこと。ただし、4 - 39 - 2 (5)の自動車には適用しない。また、ISOFIX トップテザー取付装置以外の取付装置を有していない場合にあっては、この限りではない。

(ア) 全ての ISOFIX トップテザー取付装置に、次に定める様式の例により当該装置が ISOFIX トップテザー取付装置であることを表示すること。

様式の例



(イ) 全ての ISOFIX トップテザー取付装置以外の取付装置に、当該装置が ISOFIX トップテザー取付装置として使用できないことを表示すること。

年少者用補助乗車装置取付具を2個以上備えていること。ただし、5 - 39 - 1 ただし書の自動車においてはこの限りではない。なお、幌型形状で複数の列の座席を有するものにあつては、少なくとも2個以上の ISOFIX 取付装置を備えればよい。また、以下に掲げる全ての要件を満たすものは、上記にかかわらず年少者用補助乗車装置取付具を1個備えればよい。

(ア) 乗降口が2個以下であること。

- (イ) 動力伝達装置又は緩衝装置により後部座席への年少者用補助乗車装置取付具の取付けが妨げられる構造であること。
- (ウ) 原動機の最高出力(kW)を1000倍した値を車両重量(kg)に75kgを加えた値で除した値が140を超えること。

$$(\text{原動機の最高出力(kW)} \times 1000) / (\text{車両重量(kg)} + 75) > 140$$
- (エ) 原動機の最高出力(kW)が200kWを超えること。
- (2) 次に掲げる年少者用補助乗車装置取付具であって損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第188条第1項関係)
- 指定自動車等に備えられている年少者用補助乗車装置取付具と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置取付具
- 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置取付具又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具
- (3) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が発生する衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれ少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第188条第2項関係)
- 年少者用補助乗車装置を備える座席、座席ベルト及び年少者用補助乗車装置取付具を損傷しないものであること。
- 当該自動車が発生する衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。この場合において、年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるものは、この基準に適合しないものとする。
- 当該自動車が発生する衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が5-36-2(3)の基準に適合する座席ベルト又は次の基準に適合する取付装置により座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。この場合において、自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。
- ア 当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えるものであること。
- イ 衝撃、振動等によりゆりみ、変形等を生じないようになっていること。
- 容易に着脱ができるものであること。この場合において、緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。
- (4) 次に掲げる年少者用補助乗車装置であって年少者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第188条第3項関係)

指定自動車等に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置（自動車の座席に組み込まれたタイプの年少者用補助乗車装置をいう。以下同じ。）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

5 - 39 - 3 欠番

5 - 39 - 4 適用関係の整理

4 - 39 - 4の規定を適用する。